

第3回笠松町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年3月4日(金)午前9時00分から午前10時00分
2. 開催場所 笠松町中央公民館 1階 集会室
3. 出席委員(15人)

会長	5番	岩田 壽
副会長	13番	松原 悟
議席	1番	奥村 彰朗
議席	2番	森 とみ子
議席	3番	後藤 清
議席	4番	安達 純彦
議席	6番	松原 正孝
議席	7番	奥田 正夫
議席	8番	渡邊 義一
議席	9番	岩村 好廣
議席	10番	近藤 秀隆
議席	11番	松原 克雄
議席	12番	加藤 孔仁
議席	14番	森 幸泰
議席	15番	森 茂信

4. 農業委員会事務局職員

書記	奥村 敬宗
書記	亀井 昭宏

5. 議事日程

- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 議事録署名者の指名について |
| 日程第2 | 議案第6号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び
令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について |
| 日程第3 | 議案第7号 下限面積(別段の面積)の設定について |
| 日程第4 | 議案第8号 農地法第3条買受適格者証明について |
| 日程第5 | 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について |
| 日程第6 | 報告第1号 農地の賃借料情報について |
| 日程第7 | 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第8 | 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について |

6. 会議の概要

議 長	<p>令和4年第3回笠松町農業委員会を開催する旨を述べた。</p> <p>挨拶を述べた。</p> <p>議事に移る旨を述べ、日程第1「議事録署名委員の指名について」、会議規則第8条の規定により議事録署名委員を7番奥田委員、14番森委員を指名してよいか諮ったところ異議がなかった。</p> <p>次に、日程第2 議案第6号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を事務局へ説明を求めた</p>
事務局	<p>【議案第6号 朗読】</p> <p>令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)についてと令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について説明した。</p>
議 長	<p>事務局からの説明等を受け、質疑・意見を諮った</p> <p>(意見等なし)</p>
議 長	<p>議案第6号について、原案のとおりすることに異議がないか諮った。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第6号については、原案のとおりとして、続いて議案第7号「下限面積(別段の面積)の設定について」を事務局へ説明を求めた。</p>
事務局	<p>【議案第7号 朗読】</p> <p>現行の下限面積(別段の面積)30アールから変更をしない旨説明した。</p>
議 長	<p>事務局からの説明等を受け、質疑・意見を諮った</p> <p>(意見等なし)</p>
議 長	<p>議案第7号について、原案のとおりすることに異議がないか諮った。</p> <p>(異議なし)</p>

議 長	議案第7号については、原案のとおりとして、続いて議案第8号「農地法第3条買受適格者証明について」を事務局へ説明を求めた。
事務局	<p>【議案第8号 朗読】</p> <p>出願者の所有する農地面積、農機具、農業従事者の情報等について説明し、買受適格者に十分該当する者である旨を説明した。</p>
議 長	<p>事務局からの説明等を受け、質疑・意見を諮った</p> <p>(意見等なし)</p>
議 長	<p>議案第8号について、原案のとおり証明することに異議がないか諮った。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第8号については、証明するものとして、続いて議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を事務局へ説明を求めた。</p>
事務局	<p>【議案第9号 番号1～2 朗読】</p> <p>番号1と2は一体利用で一般貨物運送事業等で使用する車両置き場への転用申請であり、申請地の周囲の状況等を総合的に判断し第2種農地として、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び排水計画について説明した。</p>
議 長	<p>事務局からの説明等を受け、質疑・意見を諮った</p> <p>(意見等なし)</p>
議 長	<p>議案第9号について、原案のとおり許可相当と判断し県へ進達することに異議がないか諮った。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第9号については、原案のとおり県へ進達するものとして、続いて報告第1号「農地の賃借料情報について」を事務局へ説明を求めた。</p>

事務局	<p>【報告第1号 朗読】</p> <p>令和3年1月から12月までの賃貸借の事例を説明し、町の情報と近隣市町の情報「近隣市町賃借料」としてHP等に掲載する旨説明した。</p>
議長	<p>事務局からの説明を受けて、質疑・意見があるか確認した。</p> <p>(意見等なし)</p>
議長	<p>続いて、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。</p>
事務局	<p>【報告第2号 番号1～3朗読】</p> <p>相続によって農地を取得したため、農業委員会に届出されたものであり、相続者に対しては、行政書士等を通じて引き続き適正に管理するよう依頼した旨説明した。</p>
議長	<p>事務局からの説明を受けて、質疑・意見があるか確認した。</p> <p>(意見等なし)</p>
議長	<p>続いて、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。</p>
事務局	<p>【報告第3号 番号1～7 朗読】</p> <p>番号1は西側の岐南町の土地と一体利用で鶏卵加工工場施設敷地、番号2は東側の宅地と一体利用で住宅建築、番号3は駐車場敷地、番号4は自己住宅、番号5は宅地分譲3区画、番号6は露天駐車場、番号7は宅地分譲4区画への転用の届出あり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び排水計画について説明した。</p>
議長	<p>担当地区委員からの発言を求めた。</p>
13番委員	<p>番号1については、1,000 m²を超える開発許可がある行為ですし、近隣住民向けの説明会を開催するなど、近隣に対して十分な説明をしていますので、計画どおり施工していただければ問題はない旨述べた。</p>
4番委員	<p>番号2については、始末書が出ているとおり、昭和49年に農地転用の届出があり、造成工事以降の進展がなかったため、計画どおり施工していただければ</p>

	問題はない旨述べた。
1番委員	番号3については、譲渡人の父親が昭和40年頃から無断転用で駐車場として使用しており、譲渡人が相続し売買をしようとした際に、初めて農地転用が提出されてないことに気づいたそうなので、今回、始末書と現況に合わせた届出を提出いただいているので、問題はない旨述べた。
2番委員	番号4については、周囲の農地に土砂等が流出しないように注意喚起をしましたので、計画どおり施工していただければ問題はない旨述べた。
13番委員	番号5については、周囲が宅地に囲まれた休耕地であったので、計画どおり施工していただければ問題はない旨述べた。 また、番号6については、転用目的が駐車場で、かなり大きな面積ですが、隣接する西側で譲受人が事業所を開業しており、そこに貸付するそうなので、計画どおり施工していただければ問題はない旨述べた。
15番委員	番号7については、事務局から説明があったとおり、以前に転用の届出が提出されており、造成工事と境界部分へのブロック設置など、雨水や土砂の処理はされているが工事が停止している場所であるので、経緯書や届出のとおり、工事が進展するのであれば問題はない旨述べた。
議長	事務局、担当地区委員からの報告を受けて、質疑・意見があるか確認した。 (意見等なし)
議長	以上をもって本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了し、令和4年第3回笠松町農業委員会を閉会する旨述べた。

以上は、会議の概要を記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和4年4月5日

議長 若田 壽
委員 奥田 正夫
委員 森 幸泰